

## 令和元年第5回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月8日(水) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 13(名)

| 出欠 | 役職  | 議席  | 氏名     |
|----|-----|-----|--------|
| 出席 | 会長  | 14番 | 蛭崎 正徳  |
| 出席 | 副会長 | 13番 | 吉留 福生  |
| 出席 | 委員  | 1番  | 出口 貞味  |
| 出席 | 委員  | 2番  | 宮野 葵   |
| 出席 | 委員  | 3番  | 蛭崎 幸生  |
| 出席 | 委員  | 4番  | 椎野 洋文  |
| 出席 | 委員  | 5番  | 横山 員伸  |
| 出席 | 委員  | 6番  | 西田 浩二  |
| 出席 | 委員  | 7番  | 小野 俊明  |
| 出席 | 委員  | 8番  | 椎葉 千亜紀 |
| 出席 | 委員  | 9番  | 奥本 速雄  |
| 出席 | 委員  | 10番 | 後藤 聖四郎 |
| 出席 | 委員  | 11番 | 築別 修一  |
| 出席 | 委員  | 12番 | 吉田 俊明  |

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広  
事務局 江本 昭二郎  
柴田 歩美

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第3号 非農地証明について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和元年第5回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） おはようございます。ただいまの出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第5回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、4番：椎野委員さん、5番：横山委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。  
議案第1号の1、申請人：[ ]さんの件について、西田委員さんから説明をお願いします。

6番（西田委員） この案件につきましては、町立八津田小学校から南西に390m程行った所にある農地です。今回、所有者の[ ]在住の[ ]さんが[ ]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：

さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員）

この案件につきましては、町立下城井小学校から南に230m程行った所にある農地です。今回、所有者の さんが さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

番（委員）

さんが耕作している農地は築上町にどれだけあるのですか。

事務局

さんが築上町で耕作している農地はございません。ただし、の耕作証明が添付されており、下限面積以上の耕作をしているようです。

議長（蛭崎会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2について、許可することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

議長（蛭崎会長）

続きまして、議案第1号の3、申請人：さんの件について、吉留委員さんから説明をお願いします。

13番（吉留委員） この案件につきましては、上香楽集会所から南に180m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが■■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の3について、許可すことにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第2号の1、申請人：■■■■■さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、水原越路集会所から南西に70m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定（集落接続）により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の■■■■■さんに■■■■■在住の■■■■■さんが土地を売買し、資材置き場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。



日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
これについてご意見、ご質問はございませんか。

番（ 委員） 農地を耕作放棄したことについて何かペナルティーはないのか。

事務局 今回の案件は高齢で耕作できなくなった為との事でしたので、始末書等は求めておりません。しかし、許可なく他の地目に転用している場合は始末書等を求めます。

議長（蛭崎会長） 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件  
耕作者・管理者名義変更届 8件  
農地法施行規則第29条第1項届 0件  
農地改良行為届 0件

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

1 2 番 (吉田委員) 耕作者・管理者名義変更届について1件変更事由に間違いがあります。

事務局 当該ページを回収して、訂正した分は次回の定例総会で配布します。

議長 (蛭崎会長) その他、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長 (蛭崎会長) 異議なしと認めます。

以上をもちまして、令和元年第5回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和元年 5月 8日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

4番委員 (椎野 洋文 委員) :

椎野 洋文



署名委員

5番委員 (横山 員伸 委員) :

横山 員伸

